

ベアリングス・グローバル担保付 ハイイールド債券ファンド(毎月決算型)

追加型投信／海外／債券



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社ホームページで閲覧、ダウンロードできる他、投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付致します。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

■委託会社(ファンドの運用の指図等を行います。)

ベアリングス・ジャパン株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第396号
設 立 年 月 日：1986年1月13日
資 本 金：250百万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額：820億円
(資本金、運用純資産総額は2026年7月末日現在)

■受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行います。)

三井住友信託銀行株式会社

〈照会先〉ベアリングス・ジャパン株式会社

●ホームページ：<https://www.barings.com/ja-jp/individual>

●電話番号：03-4565-1040(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 社債 低格付債))	年12回(毎月)	北米および 欧州	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2026年10月9日に関東財務局長に提出しており、2026年10月25日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの投資信託約款の内容の重大な変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認します。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法(平成18年法律第108号)によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

■ ファンドの特色

1 外国投資証券への投資を通じて、北米および欧州の担保付ハイイールド債券などに投資します。

- 当ファンドは、実質的な主要投資対象である担保付ハイイールド債券への投資を通じ、高水準のインカム収益と市場環境に応じて値上がり益の獲得を目指します。

2 ベアリングスのグローバルな債券プラットフォームと独自の投資プロセスを活用し、運用を行います。

- ファンダメンタルズに基づく徹底したボトムアップのクレジット分析とアクティブ運用を通じて、中長期的に魅力的なリスク調整後リターンの獲得を目指します。
- 相対価値分析を活用し、魅力的な投資機会を特定します。
- 運用プロセスには、ベアリングス独自のESG評価が組み込まれています。

3 実質組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジを行いません。

- 基準価額は為替変動の影響を受けます。

4 **毎月26日**(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案するとともに、信託財産の成長にも留意し決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ グローバル担保付ハイイールド債券の特徴

ハイイールド債券とは？

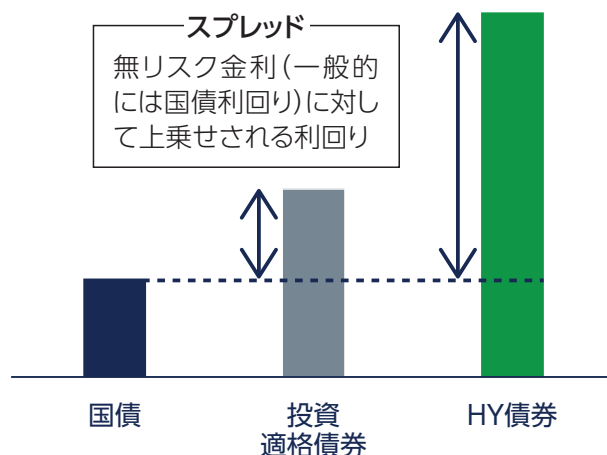
ハイイールド債券は、国債や投資適格債券と比べ、相対的に債券の格付け(=信用力)は低くなる一方、上乗せ金利(=スプレッド)があるため、高い(=ハイ)利回り(=イールド)になる傾向があります。

発行体

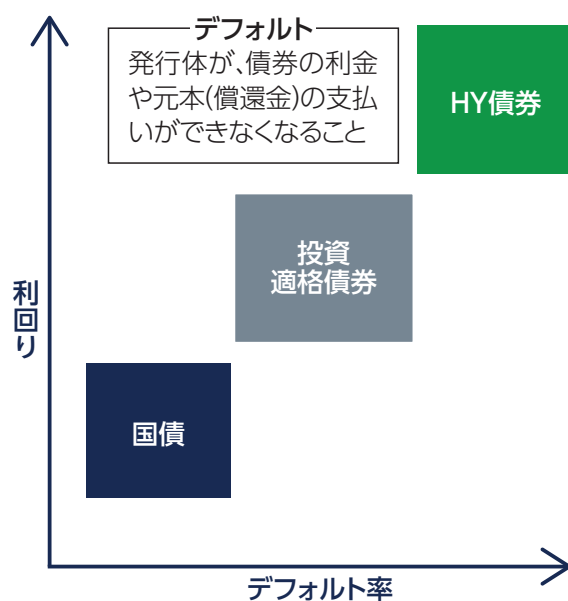


国、地方自治体、企業など

債券別の利回りの比較



債券別の利回りとデフォルト率の関係



	S&P 格付け	Moody's 格付け	
投資適格 債券	AAA	Aaa	低
	AA	Aa	
	A	A	
	BBB	Baa	高
ハイイールド 債券	BB	Ba	利回り ↑
	B	B	信用力 ↓
	CCC	Caa	
	CC	Ca	
	C	C	高
	D		低

(出所) 公開情報およびベアリングスのデータをもとにベアリングス・ジャパン作成
上記は一般的なイメージです。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

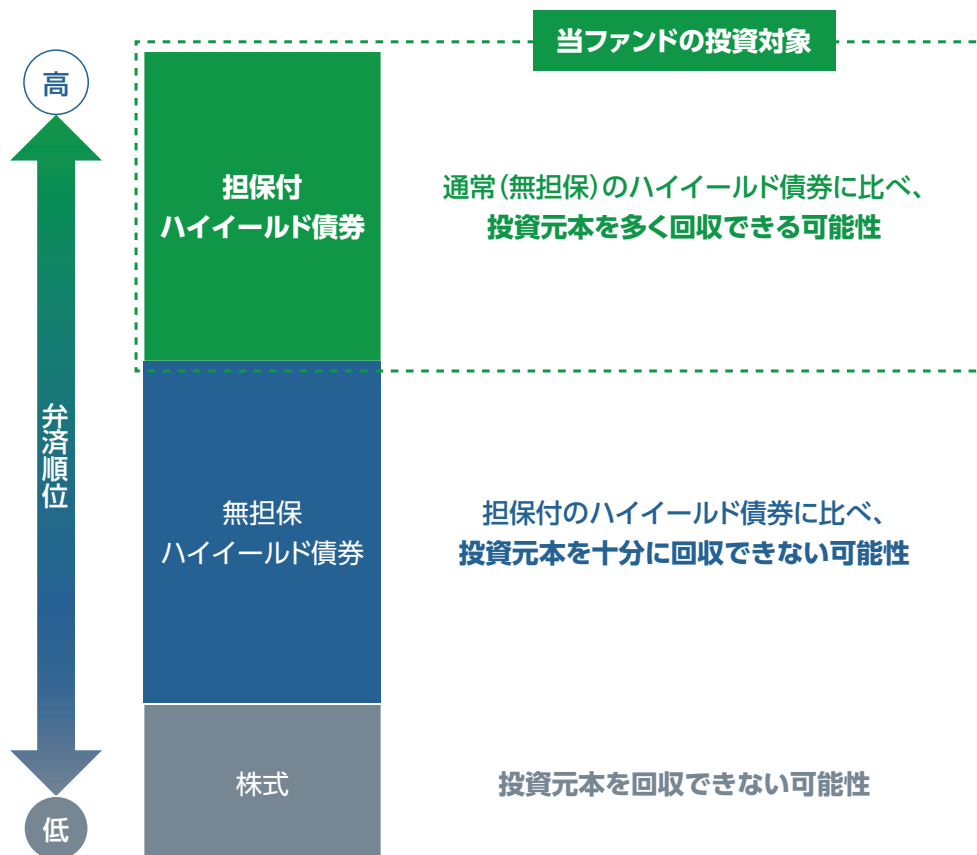
担保とは？

債券の発行体がデフォルトに陥った際、投資家への元本の返済や利息の支払いを確実にするために、**投資元本の裏付けとして設定する財産や権利**を指します。

担保には主に有形資産と無形資産があります。



発行体のデフォルト時における弁済順位

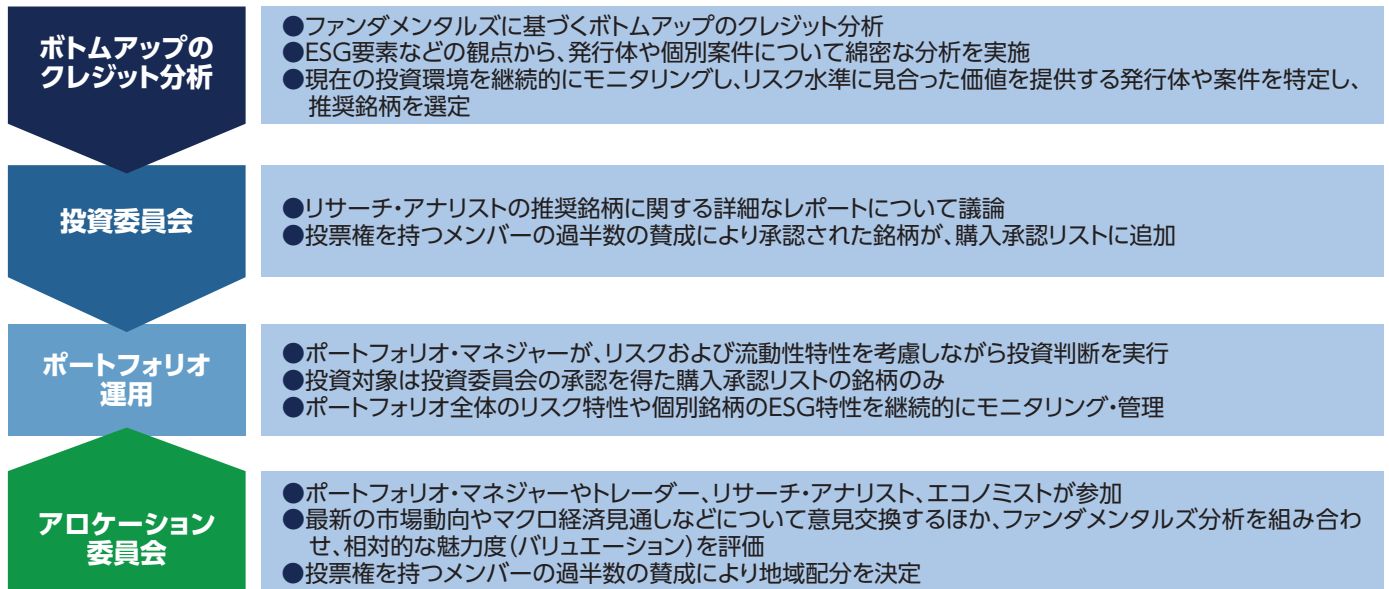


(出所) 公開情報およびベアリングスのデータをもとにベアリングス・ジャパン作成
上記は一般的なイメージです。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

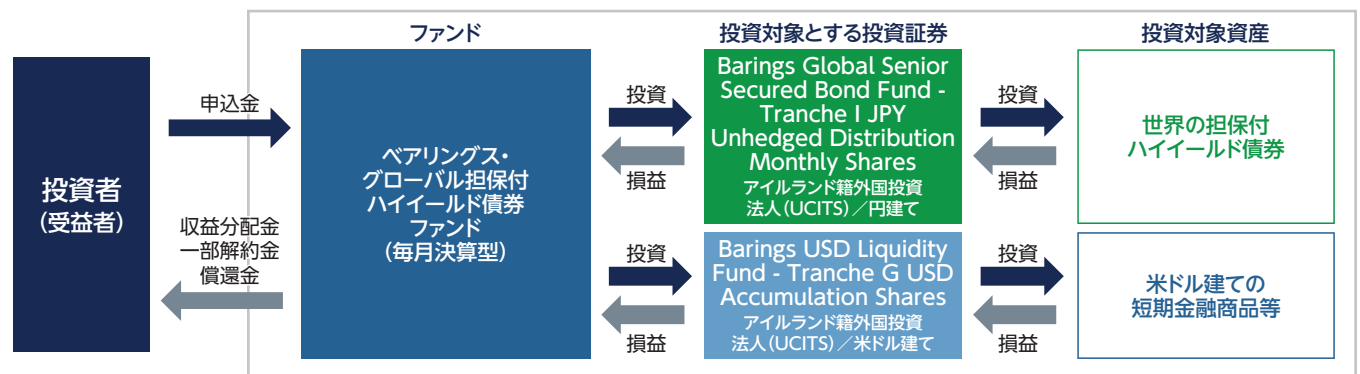
■ 投資プロセス

- グローバルなリサーチ体制と各地域の専門性を活用することで、多様な投資機会の発掘と質の高い投資判断を実現
- 投資委員会による規律ある意思決定プロセスを通じて一貫性とガバナンスを確保し、投資目標の達成を目指す



■ ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

- ① 投資証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ デリバティブ取引の直接利用は行いません。

■ 分配方針

原則として、決算時(毎月1回26日(休業日の場合は翌営業日))に以下の方針に基づき収益の分配を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案するとともに、信託財産の成長にも留意し決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

■ 投資対象ファンドの概要

以下は、有価証券届出書提出日現在、委託会社が知り得る情報に基づいており、今後記載内容が変更される場合があります。

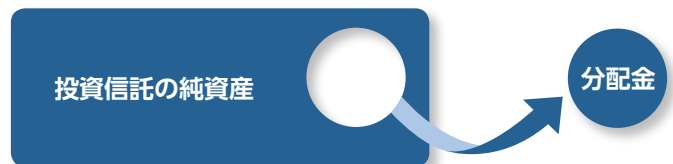
フ ァ ン ド 名	Barings Global Senior Secured Bond Fund - Tranche I JPY Unhedged Distribution Monthly Shares
形 態	アイルランド籍外国投資法人(UCITS)／円建て
投 資 目 的	北米および欧州市場において上場または取引されている投資適格未満の担保付ハイイールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカム収益と市場環境に応じて値上がり益の獲得を目指します。
運 用 会 社	Baring Asset Management LimitedおよびBarings LLC
管 理 会 社	Baring International Fund Managers (Ireland) Limited

フ ァ ン ド 名	Barings USD Liquidity Fund - Tranche G USD Accumulation Shares
形 態	アイルランド籍外国投資法人(UCITS)／米ドル建て
投 資 目 的	短期金融商品を主要投資対象とし、元本の保全を図りながら短期金融市場金利に連動した収益の獲得を目指します。
運 用 会 社	Barings LLC
管 理 会 社	Baring International Fund Managers (Ireland) Limited

■ 収益分配金に関する留意事項

- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

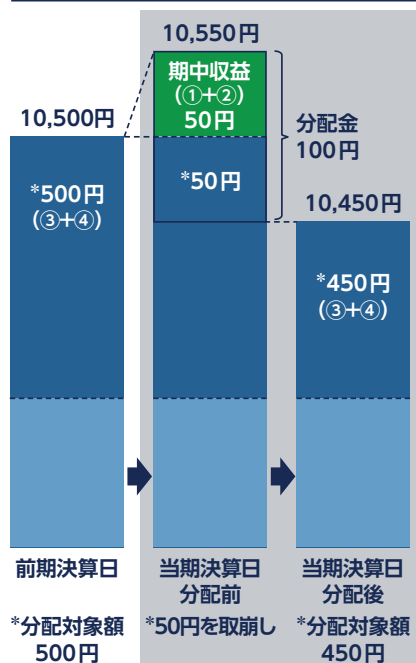
投資信託で分配金が支払われるイメージ



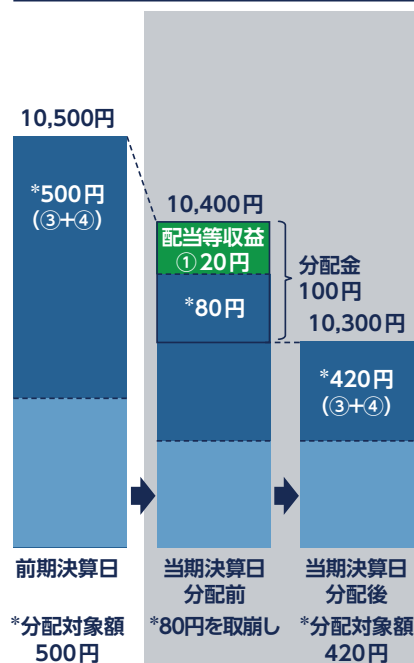
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

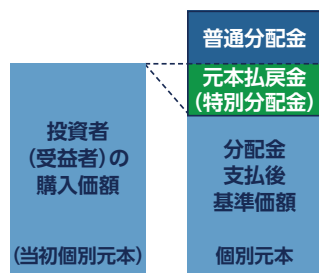
分配準備積立金: 期中収益(①+②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。

収益調整金: 追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。

*左記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

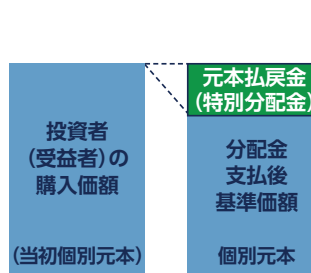
- 投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



*元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

投資リスク

■ 基準価額の変動要因

当ファンドは外国投資証券への投資を通じて北米および欧州市場の投資適格未満の担保付ハイイールド債券など価格の変動する有価証券等に実質的に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります)ので、基準価額は変動します。運用の結果として当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。したがって、ご投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。ご投資者の皆様におかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえお申込みくださいますよう、お願い申し上げます。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク(金利変動リスク)

発行体の企業業績、信用状況、市場動向により債券価格が下落した場合、当ファンドの基準価額が下落する要因になります。特に当ファンドが実質的に投資するハイイールド債券などの格付の低い債券は、格付の高い債券に比べ、価格(金利)が大きく変動する可能性が高いと想定されます。

為替変動リスク

外貨建資産に投資を行いますので、外国為替相場の変動の影響を受ける為替変動リスクがあります。為替レートは各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大きく変動することがあります。各国通貨の円に対する為替レートの動きに応じて、当ファンドの基準価額も変動します。

信用リスク

実質的に保有する有価証券や金融商品および各種派生商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品および各種派生商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらは当ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に当ファンドが実質的に投資するハイイールド債券などの格付が低い債券は、格付の高い債券に比べ元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクがより高いものになると想定されます。

流動性リスク

市場環境が急激に変化した場合や、実質的に保有する有価証券の発行者等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、一時的に流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で売却できない、または取引量が限られてしまう場合があります。このような場合には損失を被るリスクがあり、当ファンドの基準価額に影響を及ぼします。特に当ファンドが実質的に投資するハイイールド債券などの格付の低い債券は、格付の高い債券に比べ、流動性が低下するリスクがより高いものになると想定されます。

解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約資金を手当てするために保有する外国投資証券を解約することにより、実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

ファンド・オブ・ファンズ方式にかかるリスク

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行いますので、保有する外国投資証券の運用成果の影響を大きく受けます。また、当該外国投資証券が償還した場合には、当ファンドは償還します。

その他のリスク

市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、当ファンドの投資方針に基づく運用ができない場合があります。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を中止すること、ならびにすでに受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当する必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - ・収益分配金の支払いは、ファンドの純資産総額(信託財産)から行われますので、収益分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。
 - ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、収益分配金は、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等を超過して支払われる場合があります。
 - ・投資者の取得価額(個別元本の状況)によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

■ リスクの管理体制

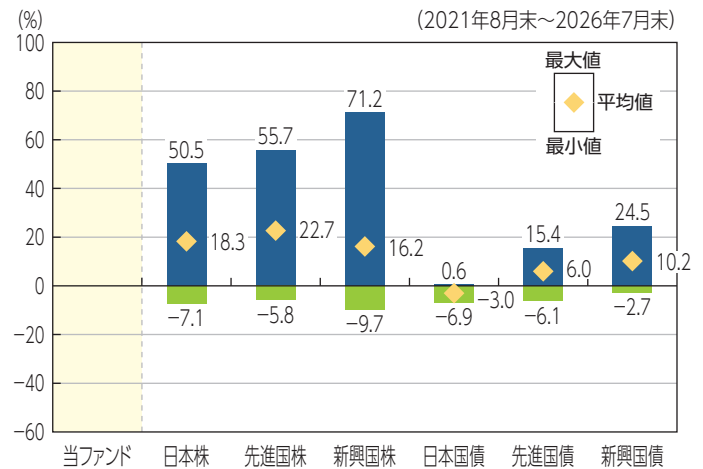
委託会社では、「組織規程」に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および「金融商品取引法」、「投資信託及び投資法人に関する法律」その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。さらに、取締役会の委嘱を受けて、運用審査にかかるすべての権限および責任が付与された運用審査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的開催されております。

また、流動性リスクについては、「公募投資信託に係る流動性リスク管理規程」及び「公募投資信託に係る流動性リスク管理規則」を定め、投資対象資産の流動性リスクの評価およびモニタリングを実施するとともに、緊急時の対応策を別途策定し、その有効性について適宜検証しております。流動性リスク管理責任者である経営企画室長は、流動性リスクの判定結果について月次で開催される運用審査委員会に報告するとともに、流動性リスクの管理状況を四半期毎に取締役会に報告しています。

(参考情報)

■ 当ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

■ 当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

※上記グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの騰落率を定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2021年8月～2026年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。

※決算日に対応した数値とは異なります。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○各指数について

・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

・NOMURA-BPI国債

野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

■ 基準価額・純資産総額の推移

該当事項はありません。

■ 分配の推移

該当事項はありません。

■ 主要な資産の状況

該当事項はありません。

■ 年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

購入単位	販売会社が個別に定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間:1口当たり1円とします。 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が指定する期日までに申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社が個別に定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
申込不可日	申込日が次のいずれかに該当する場合には、原則として、購入・換金のお申込みはできません。 ・ダブリンの銀行またはロンドンの銀行の休業日 ・英国証券取引所またはニューヨーク証券取引所の休業日 なお、上記以外に委託会社の判断により、購入・換金申込不可日とする場合があります。
購入の申込期間	当初申込期間:2026年10月26日から2026年11月6日まで 継続申込期間:2026年11月7日から2027年10月26日まで (継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	クローズド期間および大口解約にかかる制限はありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消することがあります。
信託期間	無期限(2026年11月9日設定)
繰上償還	投資対象の投資証券の償還が確定した場合には、受託会社と合意のうえ、信託期間の途中で償還させます。 委託会社は次のいずれかの場合、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることがあります。 ・受益権の口数が20億口を下回ることとなるとき。 ・信託契約を解約することが投資者(受益者)のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。
決算日	毎月26日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2027年1月26日
収益分配	月1回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回(1月、7月)の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
スイッチング(乗換え)	販売会社によっては「ベアリングス・グローバル担保付ハイイールド債券ファンド(毎月決算型)」と「ベアリングス・グローバル担保付ハイイールド債券ファンド(1年決算型)」の間で、スイッチング(乗換え)できる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※スイッチングを行う際にはスイッチング手数料がかかる場合があります。 ※販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合およびスイッチングの取扱いを行わない場合があります。 ※申込不可日にはスイッチングのお申込みの受付を行いません。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「愛称: NISA(ニーサ)」の適用対象となります。 ・当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ・配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2026年7月末日現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

■ ファンドの費用・税金

● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に <u>3.3%(税抜3.0%)</u> を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。		購入時の商品説明および事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。	
信託財産留保額	ありません。		—	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対し <u>年0.99%(税抜0.90%)</u> の率を乗じて得た額として日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。		運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率	
	(信託報酬)の配分	支払先	内訳(年率)	主な役務の内容
		委託会社	0.17%	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類等の作成等の対価
		販売会社	0.70%	運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
		受託会社	0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。			
	投資対象とする投資証券の信託報酬等	Barings Global Senior Secured Bond Fund - Tranche I JPY Unhedged Distribution Monthly Shares	<u>年率0.60%~0.80%</u>	
Barings USD Liquidity Fund - Tranche G USD Accumulation Shares		<u>年率0.52%</u>		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して <u>年率1.59%~1.79%(税抜1.50%~1.70%)程度</u>			
その他の費用・手数料				
監査費用、信託事務の諸費用、保管費用等がその都度(監査費用は日々)信託財産中から支払われます。 ※監査費用以外の「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。監査費用の料率については、請求目論見書をご参照ください。			監査費用:ファンドの監査にかかる費用 信託事務の諸費用:信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 保管費用:資産を海外で保管する場合の費用	

※手数料等諸費用の合計額については、お申込金額およびご投資者(受益者)の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

● 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 上記は2026年7月末日現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Memo
